

特殊車両・過積載の合同取締り結果

令和6年11月14日（木）に国道8号渋柿浜パーキングにおいて、特殊車両・過積載の合同取締りを上越警察署と実施しました。

取締りの結果は以下のとおりです。

今後も引き続き現地取締りを行うことで、道路構造物の保全や重大事故の防止に努めてまいります。

【今回の合同取締りの結果】

取締り実施台数：3台 うち違反指導を行った車両：2台

（違反指導の内訳）

- ・道路法に基づく特殊車両取締り 2台
 - うち 警告（無許可） 1台
 - 警告（許可証不携帯） 1台
- ・道路交通法に基づく過積載の取締り 0台

寸法計測の様子



許可証確認の様子



※写真の車両は違反車両ではありません

お問い合わせ先

（特殊車両の通行に関するご質問）

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所

道路管理第一課長 諏訪部 宏文（すわべ ひろふみ） 内線431

〒943-0847 上越市南新町3番56号 電話 025-523-3136（代表）

<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>



高田かわこく
ホームページ

（過積載に関するご質問）

新潟県 上越警察署 交通課

〒943-8558 上越市藤野新田1172番地 電話 025-521-0110（代表）

「特殊車両」は通行確認または通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）「特殊車両」とは、道路法で定められている車両制限値を1つでも超える車両をいいます。

車両の諸元	一般的制限値	
幅	2.5メートル	
長さ	12.0メートル	
高さ	3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）	
重さ	総重量 軸重 隣接軸重 輪荷重	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン） 10.0トン 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン※ 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン 5.0トン
最小回転半径	12.0メートル	

これらの制限値を1つでも超える車両は特殊車両であり「通行確認」または「通行許可」が必要です！

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



無料でお試し検索！



国土交通省

特殊車両通行の手続きは
早い・簡単・便利な
通行確認制度で！



急な輸送依頼にも対応できるので、荷主様にも大変喜ばれています。



オンラインシステムは操作も簡単だし、自動で経路検索してくれるので助かります。

こんな場合に特におすすめ！



元経路(S-G間主経路／代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのにに対し、確認制度の手数料は1,000円！
取扱済み経路／新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い
→都道府県検索+追加経路



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円！

急な依頼でも都道府県検索で直前に経路を取得し、必要に応じて追加経路でリストマイル取得

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマートフォン画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定！(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます！

・特殊車両通行確認制度のご利用は[こちら](#)へ

HIDO 特車 [で検索！](#)

・制度や操作方法などのお問合せは[こちら](#)へ

TEL 0120-161-948